

勧告等措置区分（南海トラフ地震津波対策）（令和3年7月現在）

阪神港(大阪区、堺泉北区)、阪南港

区分:「南海トラフ地震警戒強化(勧告)」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発令、措置内容

【全船】

1. 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発航できるよう準備すること
 - ・南海トラフ地震臨時情報等に係る情報の入手
 - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
 - ・岸壁管理者、荷主企業等の対応の確認
 - ・避難方法の確認
2. 自主的な避難行動をとること
 - ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域への避難を検討すること

区分:「第一体制(津波警戒勧告)」

「津波注意報」発表時発令、措置内容

【全船】

- ・津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意すること。
- ・錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 1. 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 2. 当直員(船橋当直・無線当直等)を配備すること。
 3. AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

区分:「第二体制(津波避難勧告)」

「津波警報」発表時発令、措置内容

【小型船】

- ・陸揚げ固縛又は係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

【小型船以外】

- ・荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 1. 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 2. 当直員(船橋当直・無線当直等)を配備すること。
 3. AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

「大津波警報」発表時発令、措置内容

【小型船】

- ・陸揚げ固縛又は係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

【小型船以外】

- ・荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

- ・錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 - 1.国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - 2.当直員(船橋当直・無線当直等)を配備すること。
 - 3.AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

区分:「解除」

「津波注意報、津波警報、大津波警報解除」発表され、港内の安全が確認された場合発令措置内容

港内における航路障害物や係留施設の損傷、水深減少等の状況から、引き続き港長から航行制限等の措置が講じられる場合がある。